

# 海士地区活性化計画

島根県海士町

平成19年8月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	海士地区活性化計画	市町村名	海士町	地区名	海士地区	計画期間	平成19年～平成23年
都道府県名	島根県						

<p><b>目 標 :</b> 地区内5箇所に、島内特有の産業体験等が可能な施設を整備することにより、訪れる観光客等の一時的・短期的な滞在を推進し、都市住民との交流の促進による地域活性化を図る。具体的な数値目標は、地区内の交流人口を平成14年度280人、平成15年度320人、平成16年度350人、平成17年度400人、平成18年度900人、年平均450人から、約144%増となる年間約1,100人を目指す。</p>
<p><b>目標設定の考え方</b></p> <p><b>地区の概要:</b> 海士町は、島根半島の沖合60kmの日本海に浮かぶ隠岐諸島の4つの有人島の中の一つ、島前の中ノ島にある人口2,500人ほどの一島一町の町である。本土との交通手段は、島内には空港がないため海上交通が唯一の手段である。主な特徴は①環境庁選定の名水百選があり、島中が豊富な湧水に恵まれていること、②水田農地も100%ほどあり、稲作を中心とした農業が営まれていること、③島周辺は良好なタイなどの好漁場となっているほか、イワガキ養殖に適した湾もあることなど、天然の産物に恵まれ自給自足のできる島でもある。奈良の平城京跡からは、海士が献上した貢ぎ物の木簡が数多く出土したことから、古来より海士が海産物の宝庫として御食つ國に位置づけられていたことがわかる。 特に水産業は隠岐諸島の沖合には黒潮から分かれた対馬暖流が北東に向かって流れており、好漁場を形成している。また漁業種類は、定置網、延縄、イカ釣り、刺し網、採貝、一本釣り、養殖等多様であり、漁業形態は回遊魚を主体とした網漁業地域で、特に定置網(大敷き網)の漁獲が高い(漁獲量全体の36%・・・平成17年漁協調査) また、養殖部門では、「いわがき」養殖を行っており、水揚げ量は、平成18年には約16万個に達した。</p> <p><b>現状と課題</b> 本活性化計画で設定した地区内は、①地域の農水産物を生産し、特産品にしようと、著名な料理研究家を招いて特産品化に取り組もうとしている地域、②魚価の低迷により、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、体験型定置網漁を活用し地元住民と都市住民の交流促進を目指している地域、③漁業者の高齢化による漁業就業者の減少を緩和するため水産物加工品の開発に取り組もうとしている地域、④全国的に磯焼けの海域が増えている中、海藻研究を通じ都市との交流を図ろうとしている地域、⑤海士の特産品となっているいわがきの養殖をつかい、漁業後継者を育成及び都市住民の体験学習により交流促進を目指している地域、⑥農業者の高齢化による農業就業者の減少を農業を志すUターン者により緩和しようと取り組んでいる地域、⑦町内で古くから愛飲されてきた「ふくぎ茶」(クロモジの枝・葉・花を乾燥させお茶に加工したもの)を町外企業との連携による商品化・特産品化を目指している地域が存在している。 しかし、それぞれの地域は、次のような課題を抱えている。 ①地域の農水産物の加工場及び料理教室開催会場等の多目的施設、②体験型定置網漁にも貢献し魚価低迷解消にも繋がる充実した製氷施設、③漁業者にも訪れた来島者にも魅力ある高品質の加工製品を製造する施設、④都市の研究者や学者が海藻の生態研究に取り組め、更に、都市住民との交流も行える施設、⑤新規漁業者の活用できる施設及び都市住民のいわがき生産体験のできる施設、⑥農業を志すUターン者を募っており、来られた方の農業用機械、⑦ふくぎ茶の加工場及び体験交流施設を完備した多目的施設などが不足しており、交流活動を推進し地域活性化を図るためには、当該施設整備が不可欠である。</p> <p><b>今後の展開方向等</b> 前述した課題を解決し、活性化計画の目標である交流人口や定住者を増加させるためには、必要な施設整備を町が行い、地区内産業の発展及び地域住民の意識向上を図ることが重要と考える。 このため、廃校廃屋を活用した梅加工等施設や農林水産物処理加工施設等の整備を進め地区内の活性化を図る。</p>

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
海士町	海士地区(崎地域)	地域資源活用総合交流促進施設(廃校・廃屋等改修交流施設)	海士町	有	ハ	
海士町	海士地区(崎地域)	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)	海士町	有	イ	
海士町	海士地区(北分地域)	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	海士町	有	イ	
海士町	海士地区(保々見地域)	地域資源活用総合交流促進施設(地域資源活用交流促進施設)	海士町	有	ハ	
海士町	海士地区(知々井地域)	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	海士町	有	イ	
海士町	海士地区(中里地域)	新規就業者技術習得管理施設(新規就農者技術習得管理施設)	海士町	有	イ	
海士町	海士地区(中里地域)	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	海士町	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
海士町	海士地区	農山漁村活性化施設整備附帯事業	海士町	有	

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし
------

### 3 活性化計画の区域

海士地区(島根県海士町)	区域面積	251.5ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 島内総面積3,346haのうち、当該区域の面積は251.5haである。そのうち農林地面積は153.4haで61%を占め、2割以上が農林漁業従事者であり、製造業では農林漁業以外はない。		
②法第3条第2号関係： 人口の減少(H12→H17で3.5%減)及び農林漁業従事者の高齢化傾向(60歳以上38.5%)からみて、交流を進めることで、Uターン者の増加及び新規農林漁業後継者増加が見込め、活性化のためには、必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係： 当該活性化区域は、漁業センサス対象集落である。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	
該当なし													

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物	該当なし					
計	該当なし					

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準	該当なし	
② 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)	該当なし	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法	該当なし	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件	該当なし	
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項	該当なし	

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

海士町交流促進課が毎年度実施している観光客入り込み数調査により、当該地区の観光施設等入り込み客数を集計し検証する。